≪ 学校における感染症の予防について ≫

学校保健安全法および施行規則で学校における予防すべき感染症の対象疾患や出席停止期間が定められています。 以下の表をご確認ください。<u>罹患後、登校を再開する際には、診察医師による『登校許可証』が必要です。ただし、</u> <u>インフルエンザと新型コロナウイルスに限っては、それぞれの「治癒報告書」を保護者の方が記入し提出してくだ</u> さい。書式は、学校ホームページからダウンロードしてください。

	_書式は、字校ホームペーンからタリンロートしてく 感染症名	基準となる出席停止期間
第一種	エボラ出血熱	
	クリミア・コンゴ出血熱	治癒するまで
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髓炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群	
	特定鳥インフルエンザ	
	中東呼吸器症候群	
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス	発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過する
		まで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性
		物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を
		経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹 (三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化する (かさぶたになる) まで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ	
	細菌性赤痢	病状により学校医その他の医師において感染のおそれ がないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症(溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口	
	病、伝染性紅斑 (リンゴ病)、ヘルパンギーナ、流行性嘔吐下痢症など)	